

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社に採用され、鋳物工として昭和〇年〇月〇日まで石綿ばく露作業に従事した後、配置転換、出向等を経て、平成〇年〇月〇日に退職した。その後、請求人は、C会社、D会社等において事務職として勤務した。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Eセンターに受診し「肺結核、右結核性胸膜炎」と診断され、同センターにおいて結核の治療を継続していたところ、平成〇年〇月〇日、「右良性石綿胸水」（以下「胸水」という。）と診断された。

請求人は、胸水を発症したのは石綿にばく露したことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した胸水が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人の胸水は長年の石綿ばく露により発症したものである旨主張しているので、本件について検討すると、次のとおりである。

(2) F医師作成の意見書によれば、胸水確認の経過及び除外診断の結果から、良性石綿胸水の可能性が高いと所見されているところ、G医師及び石綿確定診断委員会は、請求人の胸水は結核性胸膜炎によるものと考えられ、良性石綿胸水と診断できない旨所見している。

(3) 上記G医師及び石綿確定診断委員会の所見は、請求人の病理診断報告書及び画像診断報告書を含め本件における画像記録等を精査した上でなされたものであり、当審査会としても、同所見は妥当なものと判断する。したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の胸水は、結核性胸膜炎の影響が認められ、石綿ばく露以外の原因と考えられることから、良性石綿胸水とは認められないものと判断する。

(4) 以上のことから、請求人の胸水は、決定書に引用する認定基準に規定する「良性石綿胸水」に該当するものと言えず、業務との間に相当因果関係を認めることはできない。

(5) なお、請求人は、前記第2再審査請求の理由(略)において、請求人の胸水は「良性石綿胸水」である旨重ねて主張するが、当審査会の判断は上記のとおりであり、同主張を採用することはできない。

3 以上のとおりであるので、請求人の胸水は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給

付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。